

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
34の2 財務諸表等規則ガイドライン42-2の取扱いは、規則第34条の2に規定する土地再評価法の規定による事業用土地の再評価に関する注記について準用する。	34の2 財務諸表等規則ガイドライン42の2-2の取扱いは、規則第34条の2に規定する土地再評価法の規定による事業用土地の再評価に関する注記について準用する。